

## 障がい者活躍推進計画

### ○議会事務局

1	機関名	大野町議会事務局
2	任命権者	大野町議会 議長
3	計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
4	大野町議会事務局における障がい者雇用に関する課題	大野町議会事務局は、職員数2人の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定したのも含め職員の募集・採用を行っていない。在籍している職員は、全て町長部局からの出向であるため、今後障がい者である職員が出向し在籍することは想定される。
5	目標	
①	採用に対する目標	本会において職員の募集・採用は実施しないが、町長部局からの出向により、障がい者である職員が在籍する機会も想定されるため、障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②	定着に関する目標	<p><b>【目標】</b> 不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p><b>【評価方法】</b> 毎年の任免状況通報により把握。</p>
6	取組内容	
①	障がい者の活躍を推進する体制の整備	
	(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。</li> <li>○障がい者である職員の相談窓口は、町長部局と共有する。</li> <li>○必要に応じて、組織外の関係機関（公共職業安定所や支援機関等）と連携体制を構築し、関係者間で情報を共有する。</li> </ul>
	(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者職業生活相談員認定講習の受講案内を行い、参加を募る。</li> <li>○労働局等が開催する精神・発達障害しごとサポーター養成講座等の受講案内を行い、参加を募る。</li> </ul>
②	障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○部署異動その他必要に応じて面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行う。
③	障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	(1)職務環境	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の機会に、必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○本会において職員の募集・採用を実施する予定はないが、

		実施する場合は町長部局に準ずる。
	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や、病気休暇、特別休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)その他の人事管理	○本人が希望する場合には、精神障害者等の就労パスポートの活用等により、就労支援機関等と障がい特性についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
7	その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。